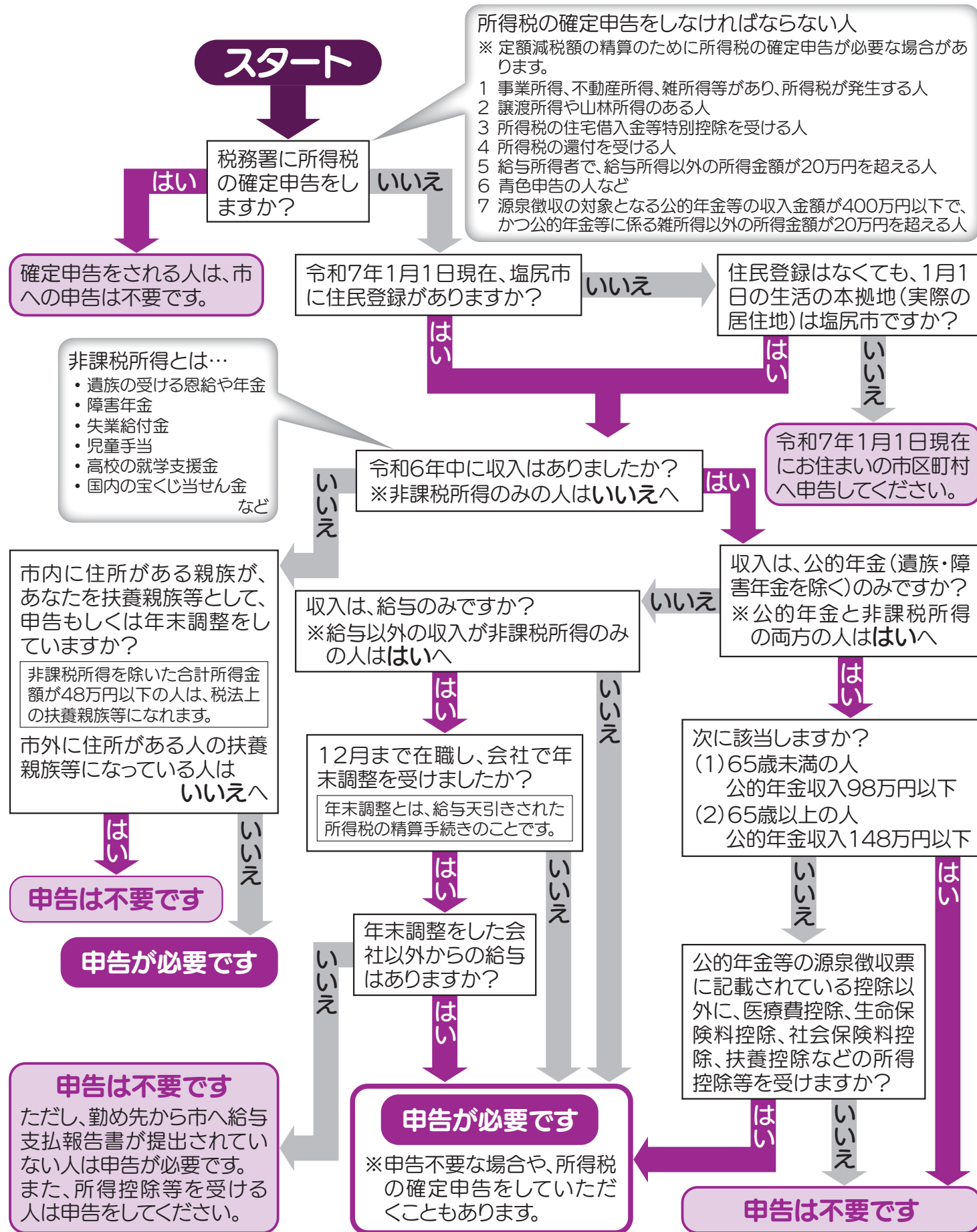


あなたは、市民税・県民税(国民健康保険税)の申告が必要ですか？



【注】 上の図は申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安であり、ここに載っていないケースでも申告が必要な場合があります。

塩尻市役所 総務部税務課 市民税係

電話 (0263)52-0280(代)

お電話が大変混み合う時間帯がありますので、ご承知おきください。

塩尻市のホームページアドレス
<https://www.city.shiojiri.lg.jp>

市民税・県民税関係の情報は市ホームページ「くらし・手続き」内の「税金」→「市・県民税(住民税)」をご覧ください。



令和7年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告の手引き

今年も市民税・県民税の申告時期を迎えました。この手引きをご覧ください、申告書に記入の上、必要書類を添付して**令和7年3月17日(月)までに**提出してください。

この申告は、市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を算出する基礎となるほか、各種届出・申請に必要な証明書などを発行する場合の重要な資料となります。

市民税・県民税の申告について

令和7年1月1日現在、塩尻市に住所のある人(住民登録が他市区町村にあっても、実際に塩尻市に住んでいる人を含みます。)は、前年(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの一年間)の収入について、申告書の提出が必要です。

●「前年に収入・所得があった人」で、申告が必要な場合

- 給与以外に所得があった人(その所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。)
- 所得税の確定申告が不要で、営業等・農業・不動産・配当・雑(年金・業務・その他)・一時などの所得のあった人

●「前年に収入・所得がなかった人」または「非課税所得のみの人」の場合

申告書の提出がないと、国民健康保険加入者等が国民健康保険税の軽減を受けることや、市民税・県民税所得課税証明書の交付を受けることができません。このほかにもさまざまな支障をきたすことがあります。

提出の際は、表面の②に「0」を、裏面右下「その他の事項」の「☐ 課税所得なし」に「☒」を記入の上、提出をお願いします。

●申告書の提出が不要な場合

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出される人(詳細は松本税務署 TEL(0263)32-2790へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> をご覧ください。)
- 収入が給与所得のみで、勤務先で年末調整を受けた人
- 収入が公的年金のみで、各種所得控除を受けない人

国税庁ホームページ



※確定申告とは、税務署へ国の税金である所得税の精算をする手続きです。また、年末調整とは、勤め先で所得税の精算をする手続きです。

申告相談会のご案内(予約制ではありません)

塩尻市では、自分で申告書を書くことが難しい人のために市民税・県民税(所得税)申告相談会を次のとおり開催します。

- 場 所 市役所5階 大会議室
- 期 間 2月12日(水)～3月17日(月)(土・日曜日・祝日を除く)
所得税の申告相談は、2月17日(月)以降にお越しください。なお例年、初日(2月17日)は大変混み合いますので、ご了承ください。
- 受付時間 午前8時00分～正午・午後1時～午後3時(2月12日・2月13日・2月14日は午前8時30分受付開始)
- 相談時間 午前8時30分～正午・午後1時～終了まで(2月12日・2月13日・2月14日は午前9時相談開始)

※受付終了時刻が午後3時30分から午後3時に変更となりました。
※所得税の確定申告は、一部の申告のみ相談可能です。

申告の際に必要なもの

- 市民税・県民税申告書、マイナンバーカード又は通知カード及び身元確認書類 ※通知カードは記載事項(氏名、住所等)に変更がない場合に限り。
- 令和6年中の所得が明らかにできるもの(給与・公的年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書などの原本)
- 事業(営業等・農業)・不動産所得のある人は収支内訳書
- 令和6年中に支払った保険料等がわかるもの
・国民年金保険料控除証明、「国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付済額について(お知らせ)」のはがき(支払った金額がわかるもの)、生命保険料・地震保険料等の控除証明書
・医療費控除を申告する場合、「医療費控除の明細書」(医療を受けた人ごと、病院ごとに支払った医療費を記入するようお願いします。)
- ID(利用者識別番号)の記載された書類(税務署が送付した「確定申告のお知らせ」のはがき等) ※以前IDを取得された方

マイナンバーの記載について

申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じ提示するか、写しを添付しなければなりません。
申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー(個人番号)については、市税務課で本人確認を行うため、次の確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
※同一生計配偶者、控除対象配偶者及び扶養親族などの確認書類は不要です。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

- マイナンバーカードだけで、番号確認と身元確認が可能です。 ※写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

番 号 確 認 書 類	身 元 確 認 書 類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ● 通知カード ● マイナンバーの記載がある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書 などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証 ● パスポート ● 障害者手帳 ● 在留カード などのうちいずれか1つ

郵送等での申告をお願いします(令和7年3月17日(月)必着)

申告相談会場は例年大変混み合い、長時間お待ちいただくこともあります。申告書を自分で記入できる人は、郵送又は市役所1階税務課窓口及び支所へ直接提出をお願いします(土・日曜日・祝日を除く)。支所では、申告についてのお問い合わせにはお答えできません。なお、所得税の確定申告書については、松本税務署へ郵送してください。
裏面の「申告書の書き方」を参考にして申告書に必要事項をご記入の上、必要書類を添付してください。その際、マイナンバーカード又は通知カード及び身元確認書類の写しを添付してください。(証明書類がない場合は控除が受けられない場合がありますのでご注意ください。)

所得控除

(申告書中、3 所得から差し引かれる金額に関する事項及び 4 所得から差し引かれる金額に記入)
「所得控除の種類」に○がついているものは、領収書、証明書、明細書等が必要です。

所得控除の種類	所得控除の要件(内容)及び必要書類	控 除 額
⑬ 社会保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を支払った場合(配偶者等の特別徴収分は除く)	前年中の支払額の合計額
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約の掛金や心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	前年中の支払額の合計額
⑮ 生命保険料控除	本人又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料を支払った場合	
	1 新契約(平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料分)の場合	(支払った各保険料) 12,000円以下……………支払った保険料の金額 12,001円～32,000円……支払った保険料×1/2+6,000円 32,001円～56,000円……支払った保険料×1/4+14,000円 56,001円～……………一律28,000円
	2 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料及び個人年金保険料分)の場合	(支払った各保険料) 15,000円以下……………支払った保険料の金額 15,001円～40,000円……支払った保険料×1/2+7,500円 40,001円～70,000円……支払った保険料×1/4+17,500円 70,001円～……………一律35,000円
	3 一般生命保険料と個人年金保険料に関して新契約と旧契約の両方に加算している場合の控除額 ※新・旧複数の契約がある場合は、1・2・3それぞれを計算し、有利な控除額を選択することができます。 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計適用限度額……………70,000円	新契約の控除額と旧契約の控除額の合計額(一般生命保険料又は個人年金保険料それぞれ上限28,000円)
⑯ 地震保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の地震保険料を支払った場合	
	1 地震保険料に関する保険料のみの場合	支払った保険料の1/2の額(最高限度額25,000円)
	2 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約の保険料(旧長期損害保険料)のみの場合	(支払った旧長期損害保険料) 5,000円以下……………支払った保険料の金額 5,001円～15,000円……支払額×1/2+2,500円 15,001円～……………一律10,000円
	3 地震保険料と旧長期損害保険料がある場合 4 一つの保険で地震保険料と旧長期損害保険料が備わっている保険に加入	1と2それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高限度額25,000円) 地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のどちらかの控除を選択
⑰ 寡婦控除	1 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次の①～③の要件をすべて満たすもの(⑬ひとり親控除を除きます。) ①扶養親族を有すること。 ②本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ③本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 2 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が不明な人で、次の①と②の要件を両方満たすもの(⑬ひとり親控除を除きます。) ①本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ②本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	26万円
⑱ ひとり親控除	現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の①～③の要件をすべて満たすもの ①前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があること。 ②本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ③本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	30万円
⑲ 勤労学生控除	学生でかつ前年の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円
⑳ 障害者控除	本人、同一生計配偶者、控除対象配偶者又は扶養親族(16歳未満を含む)が障がい者の場合 ○障がいの判断日は前年の12月31日(年の中途で死亡した場合は、その死亡の日)です。	普通障害…一人につき26万円 (身体障害者手帳3～6級の人、精神障害者保健福祉手帳2～3級の人等) 特別障害…一人につき30万円 (身体障害者手帳1～2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人等) 同居特別障害…一人につき53万円(申告者と同居している特別障害者等)
㉑ 配偶者控除	同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である本人の配偶者 ※本人の合計所得金額が900万円超1,000万円以下である場合は、その合計所得金額に応じて控除額が減減します。 (同一生計配偶者ととは…本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者(事業専従者を除く)がある場合をいいます)	納税義務者の合計所得金額(給与収入の金額) 控除対象 老人控除 配偶者 対象配偶者 900万円以下(1,095万円以下) 33万円 38万円 900万円超950万円以下(1,095万円超1,145万円以下) 22万円 26万円 950万円超1,000万円以下(1,145万円超1,195万円以下) 11万円 13万円 1,000万円超(1,195万円超) 適用なし
	㉑ 配偶者特別控除	本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 480,001円～1,000,000円 33万円 22万円 11万円 1,000,001円～1,050,000円 31万円 21万円 11万円 1,050,001円～1,100,000円 26万円 18万円 9万円 1,100,001円～1,150,000円 21万円 14万円 7万円 1,150,001円～1,200,000円 16万円 11万円 6万円 1,200,001円～1,250,000円 11万円 8万円 4万円 1,250,001円～1,300,000円 6万円 4万円 2万円 1,300,001円～1,330,000円 3万円 2万円 1万円
㉒ 扶養控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の扶養親族(配偶者及び事業専従者を除く)がある場合 ○扶養控除の該当者の中で同居していない扶養親族がいる人は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」の欄にも氏名・住所を記入してください。 ○扶養の判断日は前年の12月31日(年の中途で死亡した場合は、その死亡の日)です。	一般[平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの人(16歳以上19歳未満)及び昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの人(23歳以上70歳未満)]…33万円 特定[平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人(19歳以上23歳未満)]…45万円 老人[昭和30年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)]…38万円 同居老親等(老人扶養親族のうち、本人及び配偶者の直系尊属で、本人及び配偶者のいずれかと同居を常況としている人)…45万円
	16歳未満の扶養親族(控除対象外) ※上記の条件等は同じです。	平成21年1月2日以降生まれの人は、扶養控除の対象になりませんが、市民税・県民税の非課税基準額算出などに必要ですので、氏名等を記載してください。
㉓ 基礎控除		納税義務者の合計所得金額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円
	㉔ 雑損控除	本人又は前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者やその他の親族に災害又は盗難などにより損害を受けた場合 次のいずれか多い金額 1 (損失額－保険等により補填された額)－(総所得金額等×10%) 2 災害関連支出－5万円
㉕ 医療費控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合 「セルフメディケーション税制」については、国税庁ホームページをご覧ください。	(前年中に支払った医療費－保険等により補填された金額)－10万円又は総所得金額等(⑫欄の額)の5%(いずれか少ない金額)(限度額200万円)

申告書の書き方

(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの内容を記入してください。)
この「申告書の書き方」は、一般的な事柄について説明してあります。

記入例

令和7年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書

(あて先) 塩尻市長

個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

現住所 塩尻市大門七番町3番3号

台帳番号

管理番号

1月1日現在の住所 同上

業種又は職業 塩尻商店経営

フリガナ ショ シリ タ ロウ

生 年 月 日

電話番号 0263-52-0280

氏 名 (自署) 塩尻 太郎

明・大 平・令 45 年 1 月 1 日

世 帯 主 の 氏 名 続 柄

塩尻 太郎 本人

令和7年 2 月 1 日提出

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

社会保険の種類 支払保険料 社会保険の種類 支払保険料

国民健康保険 206,800円

国民年金 180,000円

合計 386,800円

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料の計 旧生命保険料の計

18,000円 6,000円

新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計

0円 55,400円

介護医療保険料の計

8,050円

⑯ 地震保険料控除

地震保険料の計 旧長期損害保険料の計

50,000円 20,000円

⑰～⑲ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除

⑰ 寡婦控除 (□死別 □生死不明 □離婚 □未婚)

⑱ ひとり親控除 (□ひとり親 □学校長)

障害者控除

1 氏名 塩尻 春江

障害の程度 身体1級

個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

2 氏名 塩尻 一郎

障害の程度 精神3級

個人番号 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4

⑳～㉑ 配偶者控除 配偶者の合計所得金額

配偶者 氏名 塩尻 花子 配偶者の合計所得金額 300,000円

同一生計配偶者 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

⑳ 扶養控除

1 氏名 塩尻 春江

生 年 月 日 明・大 平 20・1・1

個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

2 氏名 塩尻 一郎

生 年 月 日 明・大 昭 15・1・1

個人番号 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4

3 氏名

生 年 月 日 明・大 昭 平 令

個人番号

4 氏名

生 年 月 日 明・大 昭 平 令

個人番号

16 別居の扶養親族(控除対象外)

1 氏名 塩尻 二郎

生 年 月 日 明・大 昭 平 令 22・1・1

個人番号 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

2 氏名

生 年 月 日 明・大 昭 平 令

個人番号

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

□ 給与から差引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

□ 給与から差引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

●事業専従者

あなたと同一生計の配偶者や親族(15歳未満及び被扶養者は除く)で、あなたの事業に6ヵ月を超えて専ら従事した人がある場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」の欄に記入してください。なお、控除額は専従者の給与収入になります。

【給与又は控除額】	
青色申告専従者	税務署に届け出ている青色事業専従者給与額
白色申告専従者	次の(ア)、(イ)のうち、いずれか低い金額 (ア) 500,000円(一般) 860,000円(配偶者) (イ) 事業専従者控除前の所得金額 事業専従者数+1人(本人)

住所・氏名

- ・現住所、1月1日現在の住所、氏名、フリガナ、生年月日、世帯主の氏名、続柄をすべて自書で記入してください。
- ・住所・氏名等の申告書印刷内容に変更があれば線を引いて訂正してください。

所得金額

(申告書中、1 収入金額等及び 2 所得金額に記入)

所得の種類	内 容	備 考
事業等	製造業・飲食業・サービス業・医師・外交員・作家等	申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」の欄に記入するか、複雑なものは収支内訳書を添付してください。
農業	農産物の生産・家畜の飼育等	
不動産	地代・家賃等	
利子	預貯金の利子等	所得税が源泉徴収されたものは申告不要
配当	株式の配当等(出資配当)	詳細は、市ホームページをご覧ください。
給与(収入はカ所得は⑥)	俸給、給料、賃金、賞与など(パート・アルバイトを含む)	できるだけ源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入してください。
	給与等の収入金額の合計額	給与等の収入金額の合計額
	から まで	から まで
	550,999円まで	0円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額	給与等の収入金額の合計額
	から まで	から まで
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
雑	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円
公的年金等	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額を4で割る(千円未満の端数を切り捨て)(算出金額:A)
	551,000円	1,618,999円
	1,619,000円	1,619,999円
	1,620,000円	1,621,999円